

成人学級

播磨の聖人「亀山 雲平先生」を発掘する

シリーズ 10 回

第 1 回目

# 「生い立ちと時代の背景」

亀山雲平顕彰会代表

講師：長野 哲 先生

日時：6月22日（金）Pm 1:30～3:00

場所：白浜公民館 1F 会議室

## 【ご案内】

この講座は、毎月1回、連続10回のシリーズで開催されます。

講師先生の長年にわたる熱心な研究により、「亀山雲平先生」の人物像はもちろんのこと地域住民、播磨、中央政治との係わりなど広範な資料発掘によるすばらしい講演が期待されます。

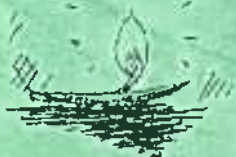
毎回、継続して聴講されることをおすすめいたします。



[54]

白浜公民館だより [特集号]

姫路市立白浜公民館  
台法町甲350-7  
☎46-4499



播磨の聖人「亀山 雲平先生」を発掘する

シリーズ 10 回

第 1 回目

# 「生い立ちと時代の背景」

亀山雲平顕彰会代表

講師：長野 哲 先生

日時：6月22日（金）Pm 1:30～3:00

場所：白浜公民館 1F 会議室

## 【ご案内】

この講座は、毎月1回、連続10回のシリーズで開催されます。

講師先生の長年にわたる熱心な研究により、「亀山雲平先生」の人物像はもちろんのこと地域住民、播磨、中央政治との係わりなど豊富な資料発掘によるすばらしい講演が期待されます。

毎回、継続して受講されますことをおすすめいたします。

[54]

白浜公民館だより【特集号】

白浜市立白浜公民館  
白浜町甲350-7  
☎46-4459





十田リリダヤ一回全味一三三三  
神白染公民館 龜山雲早鏡 成十三年六月二日

龜山家は古く先祖に出雲大社の大宮司の  
養子となり出雲に住んだ。

後加賀の國白山権現神社の白宮司となり、  
神山と稱した。

其の後五兵衛に至りて、姓を龜山と改め、  
初めて、酒井家に仕へて家紋を梅鉢に決め、

時に慶長元年(一五九七)であつた。四〇〇年前  
従士頭給一五〇石であつた。酒井家に仕へた。

その子、龜山権大夫定吉、禄二五〇石の時、(寛  
文重定の二男) 仙台藩伊達六〇万石のお家

騒動が起つた。  
将の幕府の大老、酒井雅樂頭忠清(下馬將軍)  
の元へて来た。

癸十人は、家老の伊達家藝と、原田甲斐であ  
る。

下馬將軍とは、酒井家の邸は江之城の川筋に  
あり、その川上側には下馬の村が立つてある。

こゝからは、菓物は、菓つては、いけなり地域がある  
と決めている所、大きな神社等に、下菓いと

の在り石柱がある。

松原神社にも、二ツある、川前向つて左側は一ツ  
右側、八幡茶屋の前は一ツ(上が欠けている)

あります。  
この標札により、下馬將軍といわれ、当時

①

権勢並ぶ者ない程の實力者であつた。

この酒井忠清の娘が伊達家へ嫁かして、  
いよいよ實縁が伊達家と伊達家が新上と素直。

忠清大老は安藝と甲斐両者を呼んで  
得度は務めて評定を申すことした。

ところが何思つたのか、東田甲斐が立上り、  
伊達家と安藝と今一方になり、伊田が一刀の元

安藝を斬殺してしまつた。

ところが、其の場、居合せつた、役人達の中に  
北戸家の家臣で、鈴木三郎次夫といふ人が、

朝に聲さぬ人内に向つて格で突つた。

これを見た、龜山格次、鷹屋又兵衛等多くの  
役人達が、突つて、何の咎も水はなるやと

ア、サ、笑つた。

鈴木は赤面して退出して帰つた。

大和をかき、水野木は、腹いせに、家従を連

れて、鷹屋又兵衛の邸に行つた、不在であつたので、  
龜山格次、定吉の館へ行き、物籠にわけず

一刀のものを切殺してしまつた。

龜山より兄の奥友之助(法性)とわかれ、

友之助は浪人居候の磯田弥次兵衛と家来

を連れ、鈴木三郎次夫定一へ行つたが、口を

閉めて閉けたので、家従が今破つて入つた、結構

之に居た鈴木に刺殺さしてしまつた。

南友之助と磯田により、鈴木主従五人全員の  
打取り、官換事の冷害を届出た。

鈴木方非に依り、邊山方には、何んのお台めは  
なく、南友之助は、これに依り、四の石加増の七〇石  
ありと改帳され老にまで昇進した。

又居候浪人磯田弥次舟江も南友之助弟分と  
し二五〇石口通井家には召抱えられた。

一方主人を失った邊山権太夫は男廿四人の  
子供があつた。又友之助が引取り養育した一  
生長した長男は、禄二五〇石で家内奉行、所奉行  
大目付、物頭等の重役を勤めた。

寛延三年一月歿した(七四一)  
邊山家の悲運と栄光の一ページである。

長者番 禄高二五〇石 邊山権太夫 危者より  
七代目が 邊山孫五右衛門美和 西云平である。  
以上南東にあつた時代の事であるか、

これかろ邊山雲への年の生涯の出来事であ  
る。

この八〇年は、今世かつて経験したことある、  
日本の大転換期であり、武家政治から文尾  
政治へと移り変つて行く過程に数々あり、  
の困難な事柄に直面して行くことにはなる。  
正に激動の中に、ほんのりとして、明治維新への  
道のりをたどつて行くのである。



雲平の八十年生かまを考へると。

藩士としての活動

姫路時代 四〇年

江戸時代 一〇年

松原時代 三〇年

以上様に分けることが出来る思いです。

姫路時代

出生

学内 好古堂 仁寿山 松原時代

姫路城 攻めと南城 忠臣の旗立

高柳佐見の戦争

福留砲台 忠経 忠信 巡遊 雲平 純一

江戸時代

昌平様

ペルシヤ 来航 一ノ次 二ノ次

一ノ次 雲平 石原 勝左衛門 二ノ次 松原 忠信

檀次と藩士の死去

守政大地震

守政の大獄

松田内外の交

松原時代

松原八幡神社 祝言

多々の教導職の活躍

松原海講堂

履 歷 書

- 一 文政五年壬午閏正月二十日姫路ニ生ル
- 一 天保十年四月十六日當分ノ内偶日方句讀手傳仰付ラル
- 一 同年七月五日右本役仰付ラル
- 一 同十一年四月十五日學問出精ニ付御褒美トシテ上下代金二百疋ヲ賜フ
- 一 同十二年十月二十二日書物預役兼勤仰付ラル
- 一 同十三年四月五日學問出精ニ付御手當トシテ二人扶持ヲ賜フ
- 一 同年八月好古堂寮肝煎仰付ラル
- 一 同十四年二月二十六日指南手傳仰付ラル寮肝煎書物預役故ノ如シ
- 一 同年閏九月晦日願ノ通り兄源十郎剛毅養子仰付ラル
- 一 同年十一月二十一日剛毅跡式減少アルベキノ處學問出精ニ付特別ノ思召ヲ以テ百四十石ヲ賜ヒ御燒火之間御番入仰付ラル
- 一 同年十二月十六日指南手傳勤役中書物料トシテ年金五兩ヲ賜フ
- 一 同年十二月二十三日書物預役ヲ免セラル
- 一 弘化三年九月二十二日寮肝煎免セラル
- 一 嘉永三年九月二十二日詩緝校定讀合仰付ラル
- 一 同年十二月二十四日江戸昌平坂學問所寄宿仰付ラレ四年正月十八日御儒者佐藤捨藏様へ入門書生寮へ入ル
- 一 同年十二月二十四日詩緝校定讀合骨折ニ付金百疋ヲ賜フ
- 一 同六年二月二十六日昌平坂御學問所書生寮詩文掛仰付ラル
- 一 同年六月八日亞米利加船浦賀へ渡來ニ付君公御供御中小姓代仰付ラル右ニ付思召ヲ以テ御手當金壹兩ヲ賜フ
- 一 同年十二月朔日御近習席御學問御相手江戸在番仰付ラレ昌平坂御學問所退學仰付ラル
- 一 安政元年正月十七日御讀書ノ節御紙入一ツ御手自ヨリ拜領
- 一 同年二月九日源氏の御相手之節御半切御書筒袋御烟草入拜領
- 一 同年五月朔日御溜詰御祝御餅搗之節湯形三尺帶手拭外ニ喜光院様ヨリ御手拭酒肴料ヲ賜フ

一同年同月四日御内御用ニテ黒羽ニ重御紋服拜領

一同年同月十三日御餅搗之節献上物ニ付金百疋ヲ賜フ

一同年七月十七日校定詩緝一部下賜

一同年十二月二十一日御内御用ニテ御熨斗目一ツ及ヒ金五兩ヲ

安政二年正月二日思召ヲ以テ下緒美濃紙紋柄一帖拜領

一同年三月二十八日御歸城ニ付御供仰付ラレ御道中御次番相勤

ム

一同年三月某日御讀書ノ節御筆洗一ツ拜領

一同年四月二十五日御内御用ニテ袴一ツ帷子一ツ拜領

一同年五月御歸道中出精ニ付金二百疋賞賜

一同年八月十七日御手自唐金天祿水入一ツ拜領

一同年十二月十五日御内御用ニテ御紋服拜領

一同年同月十八日御内御用ニテ金二百疋拜領

一同年同月二十八日數年出精相勤候ニ付高増十石下賜

一同三年正月十九日從來勝手向不如意ニ付御手當トシテ金三十

七兩三分二朱下賜

一同年二月十三日御内御用ニテ伊賀袴地一反下賜

一同年五月十日御内御用ニテ帷子襦袢拜領

一同年六月朔日教授兼勤仰付ラル

一同月三日御手自ヨリ御肩衣一ツ拜領

一同月十五日御參府御供仰付ラル

一同年七月十一日江戸在番仰付ラル

一同月十二日御内御用ニテ紋付袴金二百疋下賜

一同年十二月二十六日御内御用ニテ御下着一枚金二百疋拜領

一同四年四月朔日御歸城御供仰付ラル

一同年五月四日御内御用ニテ御馬乘袴帷子拜領

一同年七月十三日當年ハ御人少ニ付御暇不被爲在御滯府ニ相成

在番長々ニ付在番中一ケ年金五兩ツ、下賜

一同年十二月二十四日御内御用ニテ羽ニ重小袖壹枚金二兩二分

下賜

○一同五年五月二日御内御用ニテ袴一ツ袖小袖一ツ拜領



- 一 同年七月十一日御内御用ニテ金二兩二分拜領
- 一 同六年五月二日御内御用ニテ小袴一ツ拜領
- 一 同年八月五日三宅土佐様へ召サセラレ御紙入一ツ拜領
- 一 同年九月十一日御發駕御供ニテ江戸出立十月二日姫路ニ歸ル
- 一 同年十二月二十三日御内御用ニテ御肩衣袴拜領
- 一 萬延元年四月二日御手當トシテ金拾五兩下賜
- 一 同月九日御内御用ニテ馬乘袴金二百疋拜領
- 一 文久元年四月九日 顯徳院様御遺物トシテ長袴肩衣馬乘袴拜領

一 同年十一月五日大目付役仰付ラレ教授如故

一元治元年正月十一日高増貳拾石下賜

一 同年三月八日御用向有之出京仰付ラル

其年四月二十七日歸城

一 同年八月某日修猷院様御遺物御紋付黒紬金三百疋下賜

一 同年十一月二十九日御内意御用向有之出府仰付ラレ翌二年正月十四日御用濟ニ付歸城

一 同月二十七日江戸表ニ於テ肩衣袴拜領

一 慶應三年三月十六日急速出府仰付ラレ御用濟ノ上五月十一日歸城

一 同四年戊辰正月十二日備前軍使應接之儀仰付ラレ以後引續應接相勤

一 同年正月十四日池田備前守様御人數出張中掛仰付ラル

一 同年二月十五日御用向有之急速京都へ立寄出府仰付ラル

一 同月二十九日直之助様御上京御供仰付ラル御在京中介添役并ニ本メ兼勤仰付ラル

其年三月二十六日歸城

一 同年四月朔日直之助様御學問御世話仰付ラル

一 同年四月七日隣交掛仰付ラル

一 同年四月八日直之助様介添役兼勤仰付ラル

一 同月二十日御紋付麻野羽織拜領

○ 一 同年六月十四日繪圖門御番仰付ラル

- 一 同年七月八日御中小姓組頭御取次兼勤御付ラル
- 一 同年十一月二十四日御中小姓組頭殿役仰出サル但席是迄之通
- 一 明治二年三月總社門御番方仰付ラル
- 一 同年十月朔日名ヲ雲平ト改ム
- 一 同三年九月八日御學問御相手申付ラル
- 一 同年十二月御學問御相手相勤候ニ付酸漿クヅシ御紋付御召物一枚御手自ヨリ拜領
- 一 同四年正月二十八日願ニヨリ隠居
- 一 同六年七月二十三日松原八幡神社祠官被仰付
- 一 同年八月十七日飾磨縣御雇ヲ以テ地誌提要取調申付ラル其年十月三日取調済解雇
- 一 同年十二月十八日大教正有馬賴成ヨリ教導職九級試補申付ラル
- 一 同年六月二日教部省ヨリ中講義ニ兼補セラル
- 一 同十一年十一月二十八日神道事務局ヨリ播磨國神道事務分局副長擔任申付ラル
- 一 同十四年八月十三日内務省ヨリ權大講義ニ補セラル
- 一 同十七年九月十七日一等假試驗合格證ヲ兵庫縣皇典講究分所ヨリ下附セラル
- 一 同年十月一日觀海講堂新築落成
- 一 同十八年九月二十日神道管長稻葉正邦ヨリ大講義ニ補セラル
- 一 同十九年十月十六日飾東郡祠官掌副取締申付ラル
- 一 同年十月十九日權少教正ニ補セラル
- 一 同二十年六月十六日神道姫路分局内局顧問申付ラル
- 一 同二十年十二月二十六日少教正ニ補セラル
- 一 同二十一年十一月二十三日飾東郡祠官掌取締擔任申付ラル
- 一 同二十三年八月十二日兵庫縣皇典講究分所受持委員申付ラル
- 一 同三十一年一月一日神職監理局姫路市飾磨部分局長申付ラル
- 一 同年一月十一日姫路神社及射楯兵主神社々司ニ兼補セラル
- 一 同三十二年四月二十六日射楯兵主神社々司兼務ヲ免セラル
- 一 同三十二年五月六日病氣ニテ觀海講堂ニ於テ歿ス其十一日姫路瑞松山先塋ノ次ニ葬ル

寛文十一年亥三月二十七日仙臺ノ家臣伊達安藝訴狀ヲ以テ原田  
甲斐ノ罪條ヲ公儀ヘ願ヒ御大老職酒井雅樂頭様御上屋敷ニ於テ  
御詮議アリシ節伊達安藝原田甲斐喧嘩ニ及ビ安藝ハ即死ス甲斐  
ハ奥ヲ見カケ入ル所ヲ關友之助カケツケ甲斐ヲシ留ム雅樂頭様  
取次役水戸家ノ老臣鈴木石見守弟鈴木三郎大夫ト云フ者三百石  
被下本郷ヨリ通勤槍ノ達人ナリ會當番ニテ居合セ如何思ヒ候ヤ  
喧嘩過ギテ後御廣間ノ槍ヲ取テ切伏セラレタル甲斐ガ死骸ヲ突  
ク相番ノ取次龜山權大夫定吉鷹部屋又兵衛之ヲ見テ切殺シタル  
者ヲ突クコトアルベキヤト云ヒ同座詰合ヒ候者之ヲ笑フ三郎大  
夫赤面シテ退出ス此事ヲ意趣ニ思ヒ其後若黨四人ヲ召連レ鷹部  
屋方ヘ押カケ候處又兵衛留守ニテアリケレバ更ニ權大夫方ヘト  
相越ス折節御審明ケニテ休ミ居リ候所ヲ言葉モ掛ケズ切殺ス龜  
山ノ若黨トモ兄ナル關友之助方ヘ駈付ケ注進ス三郎大夫ハ私宅  
ヘ歸リ立退カント用意スル右權大夫兄關友之助聞ト其儘鈴木ガ  
宅ヘ仕掛シニ木戸ヲ閉テ入レズ友之助家來作大夫ト云フ者押破  
リテ入ケルガ忽斬殺サル友之助方ニ居候浪人磯田彌次兵衛續テ  
押入り友之助兩人ニテ鈴木主從五人ヲ斬殺スナリ友之助彌次兵  
衛共ニ疵ヲ請ル是同年五月十一日ナリ羽林君之ヲ御賞美アリ友  
之助知行三百石ニテ用人勤役罷在候所七百石ニ加増後番頭ニ相  
成ソレヨリ家老役ヲ勤ム磯田彌次兵衛ハ友之助弟分ニ致シ酒井  
信濃守ヘ二百石ニテ召出サル權大夫ニ女二人男二人ノ子アリ友  
之助之ヲ引取リテ養育ス長男ハ長シテ後二百五十石ヲ下サレ鐵  
砲組々頭仰付ラレ大目付役御物頭寺社奉行等ヲ歷任シ寛延三年  
二月歿ス



龜山家系譜

龜山家遠祖ハ桓武天皇ノ時右大臣藤原朝臣宗吉ト申スヨリ出ツ  
 後武家ニ下リ源平兩家ノ戦ニ名ヲ揚グ幕ノ紋ニ藤ノ丸ヲ用フ爾  
 後加賀國白山權現ノ御守ヲナシ氏ヲ神山ト改ム其嫡子下野國佐  
 野莊野止ヘ下テ繁昌ス  
 其後五兵衛君ニ至リ又龜山氏ニ改ノ初メテ酒井家ニ仕ヘ家紋梅  
 鉢ヲ用フ

● 一宗 吉 — 二信 吉 — 三吉 清 — 四吉 國 — 五國 時 — 六國 忠

七忠 吉 — 八吉 賴 — 九吉 信 — 〇信 國 — 一信 爲 — 二信 綱

三綱 範 — 四綱 時 — 五時 吉 — 六吉 重 — 七重 高 — 八高 道

元五兵衛 初長元年生野州佐野稱龜山氏

三定 吉 爲英者番 祿二百五十石 實關重定次男

三成 方 自大監察至物頭 祿二百五十石

三成 美 自暖奉行至物頭 祿二百石

三成 賢 自書院番至物頭 祿二百石

三成 將 自燒火番至大阪留守居職 祿百八十石 實平非常行次男

三百 之 燒火番次番 祿百六十石 實福田繁舜次男

三剛 毅 仁壽山勤學爲燒火番 祿百四十石

三美 和 自教授至大監察後松原八幡神社社司 祿百七十石

三成 志 常備隊兵士 改正現石二十五石

元茂 理 松原八幡神社社司 實內山益行次男

